

《部門運営委員会規程》

平成 11(1999) . 12(制定)

平成 14(2002) . 11(改定)

(設置)

第1条

部門協議会規程第7条により、部門に部門運営委員会（以下委員会という。）を置く。

(任務)

第2条[任務]

委員会は次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 当該専門分野に関する調査研究、啓蒙啓発活動の総合的な統括
- (2) 当該部門に属する部会、調査研究会、専門委員会等と部門協議会との連絡調整
- (3) 当該専門分野を網羅するための部会設置改廃
- (4) 当該専門分野における斬新なテーマ発掘、調査研究のための調査研究会の設置改廃
- (5) 当該部門予算の作成・管理と部門協議会への会計報告
- (6) 部門活動状況の部門協議会への報告

(構成)

第3条

委員会に、部門長、副部門長及び幹事を置く。

2. 部門長及び副部門長は、部門運営委員会の推薦に基づき、部門協議会の承認を経て、会長が委嘱する。

3. 幹事は、部門長が指名する。

4. 委員会は、第1項の他、部門に所属する部会主査、調査研究会主査及び部門長が指名するものから

構成する。

5. 各委員の任期は2年とする。

(職務)

第4条

部門長は、委員会を招集しその議長となる。

2. 副部門長は、部門長を補佐し、部門長に事故あるときは部門長の職務を代行する。

3. 幹事は部門長及び副部門長を補佐し、委員会の運営を分担する。

4. 委員会の運営に関しては、この規程に関するもののほか、委員会において定める。

(専門委員会)

第5条

委員会は、第2条に定める任務を遂行するために専門委員会・技術委員会などの専門的な委員会（以下専門委員会等という。）を置くことができる。

2. 当該専門委員会等は、部会、調査研究会の任務以外の、部門運営に必要な事項を遂行するものとする。

3. 専門委員会等に関する事項は、委員会において定める。

(庶務)

第6条

部門の庶務は、学会事務局が担当する。

(改廃及び発効)

第7条

本規程の改廃及び発効は、理事会の議を経るものとする。

附 則

この規定の変更は、平成14年11月23日から施行する。